

事務連絡

平成21年8月28日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室長
厚生労働省保険局保険課長
厚生労働省保険局医療課医療指導監査室長

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」の施行に伴い期限猶予措置の対象となった保険医療機関等に対する今後の勧奨方針等について

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第110号)の施行に伴い、期限猶予措置の対象となった保険医療機関等に対してこれまで勧奨をしてきたところであるが、オンライン請求義務化期限に向けて下記のとおり取り組むこととしたので、ご了知の上、その取扱いに遺漏ないよう実施されたい。

記

1 オンライン開始届の期限に向けて行う文書による勧奨について

半年を目途に具体的な猶予期限が設定されれば、勧奨対象である保険医療機関等については、11月請求時(10月診療分)からはオンライン請求をしていただくこととなるが、そのためには9月20日まで^(※)に、オンライン請求を開始する旨の届出(以下「オンライン開始届」という。)を審査支払機関に提出していただく必要がある。

については、審査支払機関においては、次に記載する対象保険医療機関等に対し、9月10日までに配達証明を利用した上で、文書を送付することにより勧奨を行うこと。なお、その後引き続いて地方厚生(支)局においても同様の指導を行うこととしているので、文書を送付した保険医療機関等リストを電子媒体で地方厚生(支)局に9月11日までに報告すること。また、厚生労働本省においても、全体の状況を把握する必要があることから、

別紙1の様式により文書の送付状況を都道府県毎に取りまとめた上で、別紙2のとおり9月18日までに厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室に送付すること。

(1) 文書の送付対象となる保険医療機関等

- ① レセプト電算処理システムの申込予定がない保険医療機関等
- ② 回線敷設(代行送信を含む)申込予定がない保険医療機関等
- ③ オンライン開始届の提出の予定がない保険医療機関等
- ④ そもそも状況届が未回収である保険医療機関等

①から④に該当する保険医療機関等は、いずれも8月請求時の状況に基づき選定することとするが、8月請求時以降の審査支払機関における勧奨結果及び地方厚生(支)局による指導結果を都道府県毎の連絡会議等において確認し、①から④の事由に該当しなくなったと判断される保険医療機関等については対象から除外するなど、可能な限り最新の状況の把握に努め、その結果を反映させること。また、文書による勧奨を行った後、地方厚生(支)局に保険医療機関等リストを報告する際は、9月請求時の状況届に基づきリストを更新するなど、可能な限り最新の状況を反映させたリストを報告すること。

(2) 送付する文書に記載すべき事項

- ① 猶予期限は半年が予定されており、11月請求分からオンラインにより請求する必要があること
- ② 11月請求分からオンライン請求を開始するためには、9月20日まで^(※)にオンライン開始届を審査支払機関に提出する必要があること
- ③ 11月請求分以降については、原則としてオンライン請求でなければ診療報酬が支払われないこと

(※) 9月20日は日曜日であることから、オンライン開始届の提出は実際には連休後の9月24日までに行わせることとする。

2 オンライン開始届の提出状況等について

(1) オンライン開始届が提出されていない保険医療機関等の報告

猶予期限については、実態を見極め、半年以内を目途に設定することとされているところ、具体的な期限の検討にあたり、オンライン請求に向けた保険医療機関等の取組の最新の状況を把握する必要があることから、9月25日までに、猶予期限の対象となる保険医療機関等であって9月24日時点においてオンライン開始届が提出されていないも

のの数を、厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室に報告すること。その際、病院・薬局の別に、都道府県毎に区分して集計し、各県支払基金支部及び国保連間で調整したものとすること。

(2) 提出期限の弾力的運用

審査支払機関においては、9月のオンライン開始届の提出期限について、少なくとも月末まで提出を受け付けるなど、可能な限り弾力的な運用とすること。なお、猶予期限が具体的に設定され、当該猶予期限に対応する請求期日が到来するまでの間は、10月以降のオンライン開始届の提出期限についても同様の取扱いとすること。

3 審査支払機関におけるオンライン請求に向けた勧奨状況について

7月請求時の状況届に基づき、8月請求に向けた勧奨回数が多かった支払基金支部又は国保連、勧奨回数が少なかった支払基金支部又は国保連、8月請求時の状況届において勧奨対象件数が多く残っている支払基金支部又は国保連は別紙3のとおりである。

別紙3において、勧奨回数が少なかった又は勧奨対象件数が多く残っているとして掲げられた国保連においては、更なる勧奨の強化・徹底を図られたい。特に、東京都国保連については、7月請求時においても勧奨が不十分であるとして指摘を受けていたにもかかわらず、改善が図られなかつたことは極めて遺憾である。

また、1(1)の①から④以外の保険医療機関等であって、審査支払機関から複数回の勧奨を行ってもなお改善の見られない保険医療機関等についても、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」の施行に伴い期限猶予措置の対象となった保険医療機関等に対する勧奨等について」(平成21年6月18日事務連絡)により連絡したとおり、地方厚生(支)局から指導を行う予定であることから、引き続き審査支払機関による複数回の勧奨状況を確実に記録し、順次、地方厚生(支)局に引き継ぐこと。

4 状況届が未提出の病院・薬局について

状況届が未提出の保険医療機関等の状況の確認については、既に「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」の施行に伴い期限猶予措置の対象となった保険医療機関等に対する勧奨等について」(平成21年6月18日保総発第0618003号。保医発第0618004号)の記の2においても示しているところであるが、未提出の理由が、当該保険医療機関等と連絡がとれないとすることによる場合には、早めに配達証明郵便の活用や現地訪問等の手段を講じることにより、状況確認を確実に行うこと。また、状況確認の結果、病院・薬局が廃院した等の事情が判明すれば、勧奨対象から速やかに除外すること。

事務連絡

平成21年8月28日

国民健康保険中央会会長 殿

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室長
厚生労働省保険局国民健康保険課長
厚生労働省保険局医療課医療指導監査室長

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」の施行に伴い期限猶予措置の対象となった保険医療機関等に対する今後の勧奨方針等について

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第110号)の施行に伴い、期限猶予措置の対象となった保険医療機関等に対してこれまで勧奨をしてきたところであるが、オンライン請求義務化期限に向けて下記のとおり取り組むこととしたので、ご了知の上、その取扱いに遺漏ないよう実施されたい。

記

1 オンライン開始届の期限に向けて行う文書による勧奨について

半年を目途に具体的な猶予期限が設定されれば、勧奨対象である保険医療機関等については、11月請求時(10月診療分)からはオンライン請求をしていただくこととなるが、そのためには9月20日まで^(※)に、オンライン請求を開始する旨の届出(以下「オンライン開始届」という。)を審査支払機関に提出していただく必要がある。

については、審査支払機関においては、次に記載する対象保険医療機関等に対し、9月10日までに配達証明を利用した上で、文書を送付することにより勧奨を行うこと。なお、その後引き続いて地方厚生(支)局においても同様の指導を行うこととしているので、文書を送付した保険医療機関等リストを電子媒体で地方厚生(支)局に9月11日までに報告すること。また、厚生労働本省においても、全体の状況を把握する必要があることから、

別紙1の様式により文書の送付状況を都道府県毎に取りまとめた上で、別紙2のとおり9月18日までに厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室に送付すること。

(1) 文書の送付対象となる保険医療機関等

- ① レセプト電算処理システムの申込予定がない保険医療機関等
- ② 回線敷設(代行送信を含む)申込予定がない保険医療機関等
- ③ オンライン開始届の提出の予定がない保険医療機関等
- ④ そもそも状況届が未回収である保険医療機関等

①から④に該当する保険医療機関等は、いずれも8月請求時の状況に基づき選定することとするが、8月請求時以降の審査支払機関における勧奨結果及び地方厚生(支)局による指導結果を都道府県毎の連絡会議等において確認し、①から④の事由に該当しなくなったと判断される保険医療機関等については対象から除外するなど、可能な限り最新の状況の把握に努め、その結果を反映させること。また、文書による勧奨を行った後、地方厚生(支)局に保険医療機関等リストを報告する際は、9月請求時の状況届に基づきリストを更新するなど、可能な限り最新の状況を反映させたリストを報告すること。

(2) 送付する文書に記載すべき事項

- ① 猶予期限は半年が予定されており、11月請求分からオンラインにより請求する必要があること
- ② 11月請求分からオンライン請求を開始するためには、9月20日まで^(※)にオンライン開始届を審査支払機関に提出する必要があること
- ③ 11月請求分以降については、原則としてオンライン請求でなければ診療報酬が支払われないこと

(※) 9月20日は日曜日であることから、オンライン開始届の提出は実際には連休後の9月24日までに行わせることとする。

2 オンライン開始届の提出状況等について

(1) オンライン開始届が提出されていない保険医療機関等の報告

猶予期限については、実態を見極め、半年以内を目途に設定することとされているところ、具体的な期限の検討にあたり、オンライン請求に向けた保険医療機関等の取組の最新の状況を把握する必要があることから、9月25日までに、猶予期限の対象となる保険医療機関等であって9月24日時点においてオンライン開始届が提出されていないも

のの数を、厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室に報告すること。その際、病院・薬局の別に、都道府県毎に区分して集計し、各県支払基金支部及び国保連間で調整したものとすること。

(2) 提出期限の弾力的運用

審査支払機関においては、9月のオンライン開始届の提出期限について、少なくとも月末まで提出を受け付けるなど、可能な限り弾力的な運用とすること。なお、猶予期限が具体的に設定され、当該猶予期限に対応する請求期日が到来するまでの間は、10月以降のオンライン開始届の提出期限についても同様の取扱いとすること。

3 審査支払機関におけるオンライン請求に向けた勧奨状況について

7月請求時の状況届に基づき、8月請求に向けた勧奨回数が多かった支払基金支部又は国保連、勧奨回数が少なかった支払基金支部又は国保連、8月請求時の状況届において勧奨対象件数が多く残っている支払基金支部又は国保連は別紙3のとおりである。

別紙3において、勧奨回数が少なかった又は勧奨対象件数が多く残っているとして掲げられた国保連においては、更なる勧奨の強化・徹底を図られたい。特に、東京都国保連については、7月請求時においても勧奨が不十分であるとして指摘を受けていたにもかかわらず、改善が図られなかつたことは極めて遺憾である。

また、1(1)の①から④以外の保険医療機関等であって、審査支払機関から複数回の勧奨を行ってもなお改善の見られない保険医療機関等についても、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」の施行に伴い期限猶予措置の対象となった保険医療機関等に対する勧奨等について」(平成21年6月18日事務連絡)により連絡したとおり、地方厚生(支)局から指導を行う予定であることから、引き続き審査支払機関による複数回の勧奨状況を確実に記録し、順次、地方厚生(支)局に引き継ぐこと。

4 状況届が未提出の病院・薬局について

状況届が未提出の保険医療機関等の状況の確認については、既に「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」の施行に伴い期限猶予措置の対象となった保険医療機関等に対する勧奨等について」(平成21年6月18日保総発第0618003号。保医発第0618004号)の記の2においても示しているところであるが、未提出の理由が、当該保険医療機関等と連絡がとれないことによる場合には、早めに配達証明郵便の活用や現地訪問等の手段を講じることにより、状況確認を確実に行うこと。また、状況確認の結果、病院・薬局が廃院した等の事情が判明すれば、勧奨対象から速やかに除外すること。